

第10回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成22年4月17日(土) 午前9時30分～午後0時00分

場 所：燕市吉田公民館 3階 講堂

出席者

市民委員：池田委員、市川委員、今井委員、宇佐美委員、遠藤委員、長田委員、小原委員、小柳委員、加藤委員、川瀬委員、小林(由)委員、斎藤委員、田邊委員、中村委員、早川委員、本間委員、安田委員、山田委員（計18名）
（欠席6名 小林(正)委員、清水委員、下村委員、竹井委員、藤森委員、鷺澤委員）

職員委員：石村委員、五十嵐委員、西海知委員、酒井(緑)委員、酒井(善)委員、武田委員、土田委員、富所委員、服部委員、原田委員、広瀬委員、松本委員、向井委員（計13名）
（欠席2名 岡田委員、細貝委員）

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

小林市長

事務局：企画調整部 南波部長、企画政策課 大越課長、宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、鈴木主任、倉田主事、藤野主事、宮野主事、地域振興課 川上主任（計10名）

傍聴者：なし

次 第

1. 開会	1
・市長挨拶	1
2. 意見交換	3
（仮称）まちづくり基本条例素案のたたき台について ～よりよい案を得るための原案～	
・第9回会議の各グループ意見の整理について	3
・（仮称）まちづくり基本条例素案のたたき台について	5
・馬場先生のまとめ	9
3. ワークショップ	14
テーマ（仮称）まちづくり基本条例の提言書（素案）の検討 「第1章 総則」について	
①事務局説明	14
②グループワーク	15
・グループ別発表	
【4班の発表】	15
【1班の発表】	16
【2班の発表】	16
【3班の発表】	17
【5班の発表】	17
4. その他	18
5. 閉会	18

■1 開会

事務局：

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第10回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

はじめに、ご報告がございます。市民検討会議では、昨年6月の発足以来、これまで(仮称)まちづくり基本条例について継続的な議論を重ねてきていただき、今回の会議で10回目の開催となりました。(仮称)まちづくり基本条例素案の提言に向けて白紙の状態から始めた検討も、条文の骨子や条例の構成の作成へと進み、今回、条例素案のたたき台の作成に至りました。そこで、先月開催された市の会議の中で、小林市長にこれまでの検討経過を報告させていただきました。

委員の皆さんへのご案内が間に合わずに申し訳ありませんでしたが、本日、小林市長から出席していただいております。それでは、市長より委員の皆様にご挨拶をお願いしたいと思います。小林市長よろしくお願いたします。

【市長挨拶】

小林市長：

改めまして、おはようございます。

普段であれば、新潟も桜花爛漫の素晴らしい時期になるわけですが、今までの経過ですと雪が早く参りました年は、春の到来が早かったものでありますが、やはり異常気象ということでしょうか。今朝、テレビを見ておりましたら、夕べから今朝にかけて都内でも真っ白な雪が積もったということでありまして、第69回を迎えました分水おいらん道中も明日の開催予定ですが、何とか天気が持つように念願しているところであります。

今日は、非常に寒い中ではありますが、皆様方からご参加をいただきまして、この燕市まちづくり基本条例市民検討会議につきましては、今日で10回目を迎えさせていただきました。二カ年にわたりまして本当に真剣なご討論、ご協議をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、新潟大学の馬場先生におかれましては、ご多忙のところ燕市のために時間を割いていただきまして、アドバイザーをお引き受けいただきながら、貴重なお話やまちづくりに対しますご意見を多数頂戴しておりますこと、この場をお借りいたしまして改めて厚く御礼申し上げます。

さて、総合計画の基本構想に掲げられました、「市民と地域の力を生かし、市民と行政のパートナーシップによるまちづくり」という大きな目標を実現するため、昨年6月から「まちづくり基本条例市民検討会議」を発足いたしまして、仮称でございますが、まちづくり基本条例の制定を目指す中で、これまで市民公募委員の皆様方と職員委員の協働によりまして、具体的な検討を重ねていただいております。

このたび、この条例の構成や条文の骨子の作成へと進ませていただき、条例素案のたたき台の作成に至ったということでお話を頂戴いたしました。

条例の制定に向けたこれまでの検討過程では、参加された皆様方、全員が熱意にあふれ、「市民と行政との協働」という位置付けではありますが、純粋に「このまちを元気にしていこう」「魅力あるまちにしていこう」といった想いに胸を打たれるとともに、労を惜しまない取り組み姿勢には、職員一同頭が下がる思いでございます。たずさわっていただきましたすべての方々に改めて、深く感謝とお礼を申し上げます。

今日も出席しておりますが、職員も若手を中心に、この市民検討会議に皆様方と一緒に参加させていただいておりますが、職員の側も、市民の皆様から学ばせていただくことが非常に多いと聞いておるところでございます。今、部長とも話をしておりましたが、職員も良い学びの場になり、これから新しいまちづくりに向けて、真剣な議論を進めていっていただくことができるであろうと思っております。

市民の皆様方と職員の対話による、継続的な議論を重ねる中で、協働において最も重要な「信頼関係」というものを、より一層深めていただけるよう努めて参ったところでございます。この取り組みにつきましては、燕市独自の条例制定に向けた大きな一歩となるとともに、そのプロセスは、燕市にとって貴重な財産でございますし、「市民と行政との協働」という、まさに燕市が目指すまちづくりの在り方を具現化するものではないかと考えておるところであります。

皆様のご意見を行政側も真摯に受け止めさせていただきまして、これからも皆様と一緒に議論をしながら「市民と行政の協働のまちづくり」が推進されていくことを強く望んでおります。

今年度中の条例の制定を目指す中で、引き続き、皆様方には大変なご苦勞をお掛けいたしますが、これからの検討過程においても、活発な議論が行われ、皆様の想いや、あるいは燕らしさというものを反映した、すばらしい条例が完成することを心からご期待申し上げるものであります。

最後になりましたが、私事でございます。新燕市が誕生し、いろいろな形での土台づくりを多くの市民の皆様方からご議論をいただきながら、今日まで取り組みをさせていただいて参ったところでございます。

このような中において、予想だにできなかった同時不況、そしてまた国政の大きな変革・改革の中で、まちづくり基本条例の中できちんとした位置付けを進めていただいておりますが、本当の意味での地方分権における基礎自治体の体制というものが、非常に大きな課題となって参りました。これからの地域づくりは、今までの感覚では到底対応することが難しく、次世代に世代交代して、新たなパワーの中で推進していただこうということで、この4月22日の任期満了をもちまして、引退をさせていただくことになったところでございます。

4年間ではありますが、合併という大きな問題を乗り越えさせていただき、また新たに育てる苦しみということに対しても、皆様と共に汗を流させていただいたことでございます。この間、皆様方から本当に、力強いご支援とご協力、お力添えを頂戴いたしまして、何とか任期まで務めを果たさせていただくことができたことを喜んでおりますし、幸せな4年間だったと考えておるところであります。改めて、皆様方のご支援とご協力に感謝を申し上げます。

また、すばらしいまちづくり基本条例を共に創り上げていただけますことを、心から祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

事務局：

ありがとうございました。それでは、小林市長は、本日、ほかの公務のため退席いたしますので、よろしく願いいたします。

(市長退席)

事務局：

ここで、事務局からのご報告があります。

昨年度、市民公募委員にご応募いただきました赤羽委員様より、体調不良のため委員の辞任のご連絡があり、これを受理いたしましたので、ご報告させていただきます。

それでは、本日のプログラムについてご説明いたします。本日の資料の次第をご覧ください。

今回の会議では、前半部分で『(仮称)まちづくり基本条例素案のたたき台について～よりよい案を得るための原案～』をテーマに、第9回会議の各グループの意見の整理についての説明と、これまでの検討から導き出された条例素案の要旨を条文化した「(仮称)まちづくり基本条例の素案のたたき台」について説明を行い、その後、ご質問やご意見等を受け付けさせていただきます。

また、会議の後半部分では、『(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討』をテーマに、たたき台の第1章について各グループの意見交換と発表を行います。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、これより次第の2番目の意見交換に移らせていただきます。

■2 意見交換

テーマ (仮称)まちづくり基本条例素案のたたき台について～よりよい案を得るための原案～

事務局：

それでは、これから『(仮称)まちづくり基本条例素案のたたき台について～よりよい案を得るための原案～』をテーマに、意見交換を行います。前回の会議で皆さんからご了承していただきましたとおり、条例素案のたたき台を事務局で作成いたしました。条文の案は、事前に会議の開催案内と併せて送付させていただきましたので、お読みになられた方もいらっしゃると思いますが、その考え方や個別の条文の案についてご説明を行います。

条文案の説明に移る前に、前回の第9回会議で各項目の必要性や条例の構成についてご意見を多数いただきましたが、各グループから挙げられた意見について、どのように整理したのかを先にご説明いたします。

【第9回会議の各グループ意見の整理について】

事務局：

事前に送付いたしました資料1をご覧ください。

この資料は、前回の会議で各グループから発表していただいた意見を漏れなく記載し、どのようにたたき台に反映させたのか、委員の皆さんから確認していただきたいという趣旨から、項目ごとに事務局の考え方を付け加えたものです。

はじめに、基本的な考え方についてご説明いたします。馬場先生とも協議させていただきましたが、たたき台の作成に当たり、基本的な方針としては、これまでに皆さんから挙げていただいた各項目について、積極的には削除しない方針としました。各項目の必要性についてグループごとに意見が分かれたものについては、ひとまず条文案を作成しています。今後、章ごとに個別の条文を確認していく際に、皆さんからその条文を見ていただいたうえで、再度必要かどうか判断していただくこととしました。せっかく議論した意見が反映されていないグループもあると思いますが、条文案としてお示しする中で、条文の修正と併せてその規定の要否についても今一度ご意見をいただければと思います。

説明時間の関係で、皆さんのご意見を反映できなかった項目についてのみ、その考え方をご説明します。

まず、資料1のまちづくりの基本理念と基本原則の項目についてです。統合して一本化した方が良いのではないかというご意見がありましたが、まちづくりの基本理念は、「まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方」であると捉えました。また、基本原則は、「まちづくりを進めていくうえで、実際に行動するための行動原則」であると捉えました。そのような考え方から、別々に分けて掲載し、条文案を見ていただいたうえで、再度判断していただくこととしました。

次に、市民の権利についてです。市民参画や協働したくない権利もあるのではないかとのご意見がありました。ごもっともな意見であり、まちづくりは市民の皆さんにとって強制されるものではないと考えます。しかし、この条例は、より良いまちづくりを進めるための積極的な規定にするべきと考え、参加や協働したくない権利については、条文案に示していません。ただし、そうした権利も必要と考え、まちづくりの基本原則の項目の中で、市民一人ひとりの権利を尊重することを規定しています。

次に、市民の役割についてです。地方自治法に定める権利義務を尊重するように定義してはどうかとのご意見がありました。市民の権利や義務は、法律や憲法などで幅広く定められています。そこで、本当に大切にしたいと考えるものが薄れることのないよう、これまでの議論で特に重要と考えるものについて掲載することで、燕市の基本的な考え方が明らかになると考えますので、条文案に掲載していません。

次に、まちづくり協議会の役割についてです。自治会の項目と統合して「自治会はまち協と連

携する」といった表現をした方が良いとのご意見がありました。確かに、まちづくり協議会はその位置付けや補助金等の課題もありますが、自治会の活動とまちづくり協議会の役割とで模索を続けている協議会もあり、それぞれの役割を明確化することで協働のまちづくりの推進につながるものと考えますので、条文案を見て、判断していただくこととしました。

続いて、資料1の2ページ目をご覧ください。人づくりについてです。当然重要であるが、やるべきことは、やるという中で条例の中に明文化する必要はないのではないかという意見や、まちづくりの基本になるので、基本理念の枠の方が良いとのご意見がありました。人づくりは、まちづくりのすべての基礎となり、各主体が協働で取り組むべき公共的な課題としてとらえられることから、基本理念の中に規定しています。さらに、人材を育成するための機会の提供など、具体的な方策について規定するものとして、協働の章の中でも条文案を掲載していますので、条文案を見て、判断していただくこととしました。

次に、対話の場についてです。市民参画の推進の項目とまとめた方が良いという意見や、独立して規定する必要まではないという意見がありました。市では、対話の場の取り組みとして市政懇談会やまちづくり出前講座を実施していますが、市民参画を保障する仕組みの一つとして充実や見直しを図っていく必要があると考えることから、条文案の段階では独立して掲載しています。

次に、住民投票についてです。難しい問題があり、多くの意見をいただき、ありがとうございました。皆さんの意見の趣旨は提言書に盛り込みたいと考えます。規定の要否については、ほぼ同数に意見が分かれており、両論併記で提言をいただくことも想定していますが、条文案を見て、再度判断していただくこととしました。

続いて、資料1の3ページ目をご覧ください。情報共有、情報公開、関連して個人情報の保護についてです。それぞれ一体となるものであり、統合しても良いのではないかという意見がありました。情報に関連する項目に関しては、これまで意見が数多く挙げられているため、条文案の段階では分けて掲載し、条文案を見て再度判断していただくこととしました。

次に、説明責任と応答責任についてです。詳しく書いてあると、かえって使いづらい部分やデメリットの部分も出てくるのではないかとご意見がありました。説明責任や応答責任は、市民参画と協働によるまちづくりを進めるうえで最も基本的な原則であると考えられますので、条文案の段階では独立して掲載し、条文案を見て判断していただくこととしました。また、規定の仕方により問題が生じる場合があると考えられますので、ご意見のとおり条文案の段階では努力義務とさせていただきます。

次に、行財政運営、行政改革、行政評価についてです。一緒にまとめて簡素化してはどうかという意見がありましたが、いずれも重要な項目であり、市の姿勢を明確にする必要があると考えます。その考え方が薄れることのないよう、条文案の段階では分けて掲載し、条文案を見て判断していただくこととしました。

次に、政策法務についてです。事務局の説明不足で、内容が不明なため不要という意見が複数ありました。この項目も、条文案を見て判断していただくこととしました。

次に、交流についてです。地域間交流なのか、広域の交流なのか明確でない等の理由から不要という意見がありました。交流については、総合計画の中でも掲げられており、まちづくりを進めてくうえで大切にしなければならない考え方として捉えられることから、独立して規定せずにまちづくりの基本原則の中に規定するとともに、市民の役割、地域コミュニティの役割等の中でも触れています。

次に、条例の位置付けです。前文や目的で同様の表現ができるのではないかとご意見がありました。この規定は、条例の実効性を担保するためのものであるとの考え方から、条文案の段階では独立して掲載し、条文案を見て判断していただくこととしました。

以上、第9回会議の各グループの意見に対する考え方について、ご説明しました。

そこで、具体的に各項目で挙げられた構成要素を条文案に落とし込むと、皆さんに事前送付した「たたき台」の各条文になるということになります。

これまでのご説明で、何かご質問やご意見はありますでしょうか。
(特になし)

【(仮称)まちづくり基本条例素案のたたき台について】

事務局：

それでは、続きまして、これまでの検討の成果から導き出される「(仮称)まちづくり基本条例の素案のたたき台」についてご説明いたします。

本日お配りいたしました、提言書検討資料をご覧ください。

こちらの資料につきましては、次回以降の会議でも使用したいと考えていますので、お手数ですが次回以降の会議の際にもご持参いただきたいと思います。

この資料では、1 ページ目の上の部分で条例素案の全体構成を掲載し、以下の部分に、これまでの会議で、どのような意見があり、それをどのような考えに基づいて、どのように条文化したのかという3つの項目を掲載しています。

なお、この資料を作成するうえで、これまでの資料や会議録の内容のすべてを見直して、皆さんからいただいた意見を拾い上げて、主な意見の欄に掲載してあります。

はじめに全体構成についてご説明します。1 ページ目の上の部分をご覧ください。

最初にまちづくりに関わるすべての人に共通する原則として、前文や総則を掲げています。

「第1章 総則」では、この条例に定める各条文の解釈となる「第1条の(目的)」、すべての人が共通の解釈のもとで条例を運用するための「第2条の(定義)」、まちづくりを進めるうえでの基本的な考え方を定めた「第3条の(まちづくりの基本理念)」、この条例に定める目的や基本理念を実現するための行動原則を定めた「第4条の(まちづくりの基本原則)」という4つの条文で構成しています。

次に、まちづくりの担い手の役割等を明らかにするものとして、まちづくりの主体の役割等を掲げています。

「第2章 まちづくりの主体」では、市民の権利と役割を明らかにするための「第1節 市民」のほか、「第2節 地域コミュニティ」、「第3節 市民活動団体」、「第4節 事業者等」、「第5節 市議会」、「第6節 市及び市の職員」という大きな6つの主体に関する条文で構成しています。

なお、「第8条の(地域コミュニティ活動の推進)」や、「第12条の(市民活動の推進)」については、前回までの検討の中で第3章に掲げている協働の構成に含めていましたが、関係する主体の枠組みの中に規定した方がわかりやすいのではないかという考えから、協働の構成からまちづくりの主体の構成に移動させていただきました。

次に、まちづくりを進めていくうえで各主体が共有すべき、または市政運営を行ううえで明らかにすべき、まちづくりの仕組み・制度等を掲げています。

「第3章 協働」では、協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方を明らかにするとともに、協働事業、人財育成の取り組みについて定めています。

「第4章 市民参画」では、市民が主体的にまちづくりに参画するための基本的な考え方を明らかにするとともに、具体的な制度について定めています。なお、これまでの会議の中では具体的な項目として検討されていませんでしたが、どのような場合にどのような方法で市民参画を行うべきか具体的に明記すべきとの考えから、これまで挙げられた個別意見に基づき、「第21条の(市民参画の方法)」を追加させていただきました。

続いて、「第5章 情報共有」では、市民参画と協働によるまちづくりを行ううえで不可欠となる情報共有の基本的な考え方を明らかにするとともに、情報の共有を推進するうえで必要となる情報の公開及び提供、個人情報保護、説明責任及び応答責任について定めています。

なお、第5章に掲げた条文案は、前回までの検討の中で第6章に掲げている市政運営の構成に含めていましたが、情報共有は、協働や市民参画と一体となる重要な要素であり、第6章の条文数が多くなってしまい、その考え方が薄れることのないよう、一つの章として独立させていただ

きました。

「第 6 章 市政運営」では、市政運営の基本的事項を明らかにするとともに、自主自立のまちづくりを進めていくために必要な総合計画、財政運営、行財政改革の推進、行政評価、政策法務、国及び他の地方公共団体等との連携について定めています。

次に、この条例を実効性のあるものとするため、条例の位置付け等を掲げています。

「第 7 章 条例の尊重及び見直し」では、この条例の考え方を基本としながらまちづくりを推進していくことを明らかにするとともに、進化する条例を目指し、条例の尊重、条例の見直しについて定めています。

以上が、条例素案の原案の全体構成についてのご説明です。

ここまでのご説明で、条例素案の全体構成について何かご質問やご意見はありますでしょうか。
(特になし)

事務局：

続きまして、後半のワークショップで皆さんから実際に意見交換を行っていただきます、第 1 章の個別の条文について、その考え方等をご説明いたします。

なお、前文や第 2 章以降の部分につきましては、時間の関係で、その章について議論を行う会議の中でご説明させていただきたいと思います。また、わかりにくい表現や皆さんの意見と異なる部分があれば、今後の会議の中で、遠慮なく言っていただいた方が事務局としてもありがたいと考えますので、よろしくお願いします。

提言書検討資料の 1 ページの下の部分をご覧ください。

まず、条例全体の考え方についてですが、これまでの意見の中で、誰でもわかりやすく親しみやすい条例、抽象論でなく市民を動かしていく条例、オリジナリティのある条例など、ここに書ききれないほど、たくさんのご意見をいただきました。そこで、基本的な考え方としては、この条例は、案の段階から市民の皆さんが参画し、市民の皆さんの意見を反映しながら創り上げる初めての条例であり、また、この条例は、燕市のまちづくりに関わるすべての市民の皆さんを対象としていることやまちづくりの基本を定める条例であることから、できるだけ多くの市民の皆さんにわかりやすい、親しみやすい表現にしたいと考えます。よって、条文は、他の条例で見られる「である」調ではなく、「です・ます」調による文体で案を作成しています。ただし、この「です・ます調」の文体につきましても、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

また、条例の文章も、より多くの皆さんと共通の解釈のもとで運用していくために、重要な用語をできるだけ拾い上げ、わかりやすく定義しています。

この条例素案の原案についての特徴ですが、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体や事業者等の役割など、まちづくりの主体を細かく規定していることや、「人」を基本理念に掲げていることなどが挙げられると思います。

続きまして、第 1 章の説明です。

第 1 条の目的ですが、この条例の制定の目的を明らかにするものです。これまで、挙げられた条文の要旨や条文を導き出すために用いた、各グループの意見を左側に掲載しています。これらが条文案に正しく反映されているかどうか、ご確認していただければと思います。

第 1 条の基本的な考え方としては、「まちづくりの主体は市民である」という考えのもと、「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民自治による自立した地域社会を実現すること」をこの条例の目的としています。

ここで、市民自治という言葉を使用していますが、「市民自治」とは、その字のとおり、市民自らが治めるということで、このまちに住み、集い、活動する市民の皆さんが、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していくことによって、市民の皆さんの総意に基づく自主性や自立性の高いまちを創り上げることです。

また、その実現に向けて最も基本的な考えや原則（基本理念と基本原則）を掲げ、市民、市議

会、行政が力を合わせ、共にまちづくりを進めるために、どのようなことができ、どのようなことをしなければならないのかを明確にするものです。この考えから導き出される条文を右側に掲載してあります。会議の後半で行っていただくワークショップの中で、修正意見等をいただければと思います。

続きまして、提言書検討資料の2ページをご覧ください。

第2条の定義ですが、この条例を共通の解釈のもとで運用していくために、この条例で使用している重要な用語を掲げ、その定義を定めるものです。なお、この定義につきましては、今後の会議で各章について意見交換を行っていく中で、追加すべきものがあれば追加していきたいと考えています。

定義の(1)では、まちづくりという用語を定義しています。これまで、まちづくりと言えば、公園や道路づくりといった公共施設の建設などを意味してきました。しかし、これまでの馬場先生からのお話にもあったとおり、まちの公共的な課題をどうやって解決していくか、その解決する活動全般を指してまちづくりと呼ぶということです。つまり、まちづくりとは、単なる空間の創造だけではなく、その地域に暮らす誰もが幸せと感じるまちを実現するためのすべての行為という広い意味を指すものとして定義しています。

次に、定義の(2)では、市民という用語を定義しています。市民とは一般的に、そこに住んでいる人、つまり住民であると捉えられがちです。まちづくりのさまざまな活動には、市内に住所のある住民に限らず、通勤、通学する人、また自治会やまちづくり協議会などの地域コミュニティ組織、市民活動団体、企業など、市内で活動する人たちの協力が必要不可欠です。このような考えのもと、住民のほか、市内の通勤、通学者、市内で活動する人を含めて、幅広く「市民」と定義しています。

また、以前の議論で、市民の範囲の中に法人その他の団体等を含めて定義するという考えもありましたが、私たちまちに関わる一人ひとりが市民であり、ときには住民として、ときには地域コミュニティや企業などの組織の一員として、まちに関わることから、団体等を市民の定義に含めていません。

次に、定義の(3)では、市という用語を定義しています。ここでは、地方自治法などの法律によって、独立して事務を執行する権限を持つ、市長などの執行機関と水道事業管理者を「市」と定義しています。執行機関とは、具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員という組織のことで、また、独立の執行機関ではありませんが、市には、水道局があり、その事務を執行する水道事業管理者を定義に加えることで、一般に「行政」と言われるすべてを規定したものです。また、執行機関という言葉は行政機関という言葉に置き換えた方が良いのではないかという意見も出されておりましたが、行政機関というと、審議会などで活躍されている市民の皆さんも含まれてしまうため、執行機関という表現を用いています。

次に、定義の(4)では、市民参画という用語を定義しています。まちづくりへの参加には、さまざまな形が考えられます。市の政策の形成過程には、立案、実施、評価及び改善の段階がありますが、どれか一つの段階への参加だけでは、市民は主体的に参加していくことはできません。そこで、市の政策の形成過程の各過程に、市民がより一層主体性を持って関わり、行動していくことを「市民参画」と定義しています。

次に、定義の(5)では、協働という用語を定義しています。協働という言葉にはいろいろな捉え方があります。まちづくりの場面で協働するということは、まちづくりのプロセスをお互いに共有することであると考えます。そのような考えのもと、まちづくりに関わるさまざまな主体が課題を共有することから始まり、それぞれが果たさなければならない役割を認識し、お互いの立場を尊重し合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力し合うことで、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮して、まちづくりに取り組んでいくことを「協働」と定義しています。

次に、定義の(6)では、地域コミュニティという用語を定義しています。市内には、自治会やま

ちづくり協議会をはじめとして、子ども会、婦人会、老人クラブ、PTA など、地域で活動しているさまざまな団体があります。このように、地域内の公共的な課題に対して自ら取り組むことを目的として、地域に関わりながら活動する組織や団体を「地域コミュニティ」と定義しています。

次に、定義の(7)では、市民活動という用語を定義しています。市内でもさまざまな市民活動が行われていますが、ここでは、市民自らが課題を見つけ出し、自主的に取り組む営利を目的としない公益的な活動を「市民活動」と定義しています。

次に、定義の(8)では、事業者等という用語を定義しています。市内において、営利や非営利に関わらず、事業活動を行う個人、法人その他の団体のことを「事業者等」と定義しています。市内に事務所や事業所を置く事業者等のほか、市内で事業活動を行うすべての事業者等を定義しています。

次に、定義の(9)では、人財という用語を定義しています。これは、人に材料の材と書く人材をもとにした造語です。条文の中にも人財育成という規定がありますが、まちづくりは人づくりに例えられるように「人」は、まちにとっての原動力であり、財産であるという意味を込めて「人財」と定義しています。この人財という言葉を使用している法律などはありませんが、各自治体の計画などには、最近よく用いられるようになりました。

続きまして、第3条のまちづくりの基本理念ですが、目的に掲げた「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、市民自治による自立した地域社会を実現すること」を目指してまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有すべき基本的な考え方を基本理念として明らかにするものです。

これまでの検討の過程では、市民はまちづくりの中心である、まちづくりの主体であるという意見などが挙げられています。まちづくりの主人公は、そこに暮らす市民であることは誰もが認めるところです。ここでは改めて、市民は燕市の主権者であり、まちづくりの主体であることを明らかにするため、基本理念として掲げています。また、市民の意思を反映した「市民主体のまちづくり」を進めていくため、市民、市議会と市が一体になって、お互いに協力し、補完し合いながら、積極的に取り組んでいくことを基本理念として掲げています。

まちづくりの基本理念の2番目として、これまでの検討の過程では、人づくりということが何度かキーワードとなりました。まちづくりにおいて「人」は、原点であり、人づくりは、まちづくりのすべての基礎となることを認識し、一人ひとりの個性や能力を生かすことができるまちづくりを進めていくことを基本理念として掲げています。

続きまして、提言書検討資料の3ページをご覧ください。

まちづくりの基本理念の3番目ですが、これまでの検討の過程で、個性のあるまち、地域特性を大切に育てていくことが必要、自立性を尊重することなどの意見がありました。まちづくりを進めるうえで、地域の特性を大切にしながら、燕らしさを創り出していくことは重要であることから、基本理念として掲げています。また、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していく、自治本来の姿を実現していくために、自主的かつ自立的にまちづくりを進めていくことを掲げています。

以上の考え方から導き出される基本理念を条文案として掲載いたしました。

続きまして、第4条のまちづくりの基本原則ですが、この条例に定める目的の達成やまちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりを進めていくうえで、まちづくりに関わる各主体が共有すべき行動原則を明らかにするものです。

まちづくりの基本原則の1番目ですが、これまでの検討の過程で、市政に参加する機会を増やすなど、市民参画に関するご意見やご提案を数多くいただきました。まちづくりは、その主体である市民の参画のもとで推進されるべきです。市民参画は強制されるものではありませんが、市民主体のまちづくりを進めるため、市民がまちづくりに参画する機会が平等に保障されることを基本原則として掲げています。

まちづくりの基本原則の2番目ですが、市民と行政の協働の必要性についてもご意見やご提案

を数多くいただきました。地域の課題は多様化し、複雑化が進んでいますが、地域のさまざまな公共的な課題に対して、市民、市議会、市のそれぞれが、自己の主張をするだけでは、効果的な課題解決を図ることはできません。まちづくりは、さまざまな主体が協働で取り組むことにより、相乗効果が期待できることから、お互いがもつ能力や特性を最大限に発揮しながら、協働によるまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。

まちづくりの基本原則の3番目ですが、これまで各主体が協働するために目的や理念を共有することや情報共有の重要性など、情報に関するさまざまな意見が挙げられてきました。まちづくりの主体である市民が自ら考え、主体的に行動し、市民参画と協働によるまちづくりを進めていくためには、情報の共有が前提になることから、まちづくりに関わるさまざまな主体が、必要な情報を相互に発信し、共有していくことを基本原則として掲げています。

まちづくりの基本原則の4番目ですが、合併したのにまとまりがない感じがする、地域の交流や一体化が課題といった問題点が挙げられるとともに、人と人のつながりを密にしたい、住民同士のつながりを大切にするなど、つながりや交流の重要性についての意見が挙げられています。現在、地域の公共的な課題は、より複雑化し、その地域だけで解決することが難しいものもあります。そこで、専門的な分野の知識を持つ人たちや他の地域の人たちと交流し、連携することにより、新しい価値観を生み出し、地域の公共的な課題を効果的に解決することが期待できます。人と人とのつながりがまちづくりの原動力になることから、交流を積極的に推進し、市全体が一つになってまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。

まちづくりの基本原則の5番目ですが、子ども、お年寄りにやさしい条例にしたい、障がい者が活動できるまち、共生ができるまちづくり、男女共同参画についてもっと推進すべきなどといった意見が挙げられています。市民主体のまちづくりを進めるに当たっては、市民一人ひとりが個人として尊重され、また、お互いを尊重し、認め合うことが重要であると考えます。そのような考えのもと、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分発揮できる社会を実現していくことを基本原則として掲げています。

以上の考え方から導き出される基本原則を条文案として掲載いたしました。

ここまでが、「(仮称)まちづくり基本条例の素案のたたき台」の第1章総則についての内容です。後半のワークショップでは、具体的に条文案の見直しなどを行っていただきますが、今ほど、ご説明しました第1章の条文案の考え方につきまして、ご意見、ご要望があればお聞かせいただきたいと思えます。

(特になし)

事務局：

それでは、(仮称)まちづくり基本条例素案のたたき台について、馬場先生からご意見を伺いたいと思えます。

【馬場先生のまとめ】

馬場先生：

皆さん、おはようございます。会議も10回目にして、ここまで来ました。法律論もここで初めて入ってきたので、いろいろ難しい部分で、皆さんにとっては馴染みの薄い話が出てきたのではないかと思います。そこで枠組みの話からしていきたいと思えます。

最初のころに、この条例については、ルールづくりであるとお話をしたと思えます。どういうルールをつくっていくのか、市と市民がどのようなつながり方をしていくことが、今後の燕にとって必要なのか。それを決めていくものが、この条例です。

そこで、事務局の説明の最後の部分でお話がありましたが、こういう気持ちで条例というものを考えていきたいという部分が第1章です。

気持ちの部分である第1章を実現する上での「ルール」、別の言い方をすれば「制度」をどの

ように決めていくのかということが第2章以下の部分に書かれている内容です。自分たちの気持ちすべての人に伝わるかと言えば、伝わらないこともあるわけです。そうすると、その気持ちをどうしたらみんなの間で共有できるのかという、共有の方法が第2章以降の部分に書かれています。また、市民、いわゆるまちづくりの主体は、どういう役割を負っているのかということも明らかにしていこうということ。市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者等、市議会、市及び市の職員という構成になっていますが、こういう人たちがまちづくりにおいて、もともと何をやるべきかということをもう1度確認しようというのが第2章です。

では、まちづくりの主体、別の呼び方で言えば、まちづくりの担い手が、どのようにつながっていったら良いのかということが、第3章から第6章までの内容で、つながり方の制度ということになるわけです。4つの項目が書かれています。協働、市民参画、情報共有、市政運営という形です。

最後に、第7章の条例の尊重と見直しという部分では、条例を金科玉条（きんかぎよくじょう）のようにずっと使っていくというわけではなく、どのようにこの条例を動かしていったら良いのかということが書かれています。

そこで、1番重要なポイントとなるのが、市民とは何かということです。今回の条例の中で、定義をしていただくことになりましたが、こういう人たちを市民と呼ぼうということです。皆さんの議論の中で、地方自治法に定める市民の規定を盛り込めば良いのではないかという意見がありました。では、地方自治法において何が問題かと言えば、そもそも市民の権利というのは、僕の記憶では昭和34年だったと思うんですが、それまでの法律では、市民の権利性は薄かったんです。明治から市制町村制というものが導入されましたが、昭和22年にできた地方自治法は、実は市制町村制に書かれていた内容を少し変えただけでそのままなんです。明治期に規定されてきた内容が、昭和に入ってもそのままずっと続いてきたということです。以前にもお話ししましたが、地方自治法というのは面白い法律で、最初に書いてあるのは自治体の組織のことなんです。地方公共団体とは、こういうものですよということを第9条まで規定していて、その次の10条で初めて市民とはこういうものですよということが出てくるんです。とすると、組織と市民のどちらが主体なのかといった場合に、書き振りが良くないのではないかということです。組織という箱が最初にあって、その中に入れる人というものを後で考えたということで、形式としては良くないのではないかとされます。

そんなことを含めて、燕市として市民を捉え直していった方が良いのではないかと。そこで、市民というものをどのように捉えていくのか、別の言い方をすれば個人ということですが、まずは個人を捉えていこうということです。個人に対して、権利や役割を規定していこうという条例の書き方なんです。

個別の書き方で言うと、条文案を読んでいただくとわかるように、「市民、市議会及び市は…」という書き方をしている、それ以外の団体については、特段わざわざ書いていないということは、燕市では、市民を中心として考えているというところがポイントになっているとご理解いただければと思います。ただし、そのような書き振りではない方が良くないと皆さんが考え、地域コミュニティとはこういうもので、こういう役割を絶対的に負っているんだという書き方もできないわけではないんです。このあたりは、皆さんがどのように考えるのかによるだろうと思います。一般的には、市民、市議会および市という、この書き方が多いと思います。

次に、これも以前にお話ししましたが、地域の公共的な課題を解決するというのがまちづくりであるという考え方についてです。ここが重要なポイントで、地域の公共的な課題を解決するのに道路をつくったりするわけです。例えば、渋滞をしているということに対して、みんなが問題だと思うかどうかで、渋滞していても問題ないと思えば、それは地域の公共的課題ではありません。燕市では、庁舎建設の問題を抱えています。庁舎建設というものを公共的な課題であると認識されなければならないということになります。とにかく、まずは公共的な課題であると認識されなければならない、それが市民全体の間で認識されるところから始まるわけです。それを

どうやって見つけ出していくのか、若しくは、どうやって地域の公共的な課題として格上げするのか。一人だけでなく、みんなが問題だと思いう状態に持っていくということが必要であり、地域の公共的な課題となったときに、次にその問題をどのように解決していけば良いのかということになります。僕は、よくゴミの話をしますが、ゴミというものを昔は出さなかったわけで、全部自分の家で処理していました。それは、自分で問題解決できるから公共的な課題ではありません。今は、自分で処理できなくなってきたために、公共的な課題になったということです。

そこで、その課題をどうやって解決していくかということが、地域の公共的な課題を解決する方法ということになるわけです。そのときに、考えていかなければならない考え方が2つあります。協働という概念と参画という概念です。

この2つの概念は、実は整理しにくいものです。それは、両方の概念を含んでいる場合があるからです。一般に、参画や参加と言ったときには、基本的に主導権は市にあるものと考えます。市民の皆さんの中には、市が主導するということが間違いであると思う人も多いと思います。しかし、それは間違いで、市というものは我々が選んだ市長や議会が主導して動かしているものです。つまり、その地域の全体的な意思を反映させているメカニズムなんです。投票に行ったとか行かないとか、別の人を選んだとかそういうことを言う人がいますが、それは関係なく、多数決で決まったことを認めていこうというのが現在のメカニズムです。そうすると、市がある程度主導していくということになりますが、しかしながら市だけでは上手くいかない部分がある。そのときに登場してくるものが市民、その地域にいる人たちです。いろいろな意見、情報、知識を持っている人たちを巻き込んでいくというやり方、それが参加や参画ということです。そのときに、市民の人たちが主体的に登場できるメカニズムをつくっておくことが必要なのではないかと。それも、必ずしも一つの場面や計画、政策をつくるということだけではなく、さらにそれを実行していく、動かしていく段階やいろいろな段階に市民が登場していくというメカニズムをつくっていくことが必要であるということ、これが参画という概念です。

では、協働とは何かと言えば、主導権が誰かにあるというよりも、対等の立場でいろいろな問題を解決していこうという考え方です。ですから、今言ったように主導権が市にある場合もありますが、お互いに対等の立場でいろんなことをやっていこうという場合もあります。考え方は難しいですが、市民参画は、どちらかと言えば行政法のような話で、協働は、民法のような話なんです。民法は、基本的にはAとBが対等の立場で物を買ったり、契約を結んだりするという考え方です。これに対して行政法というのは、ある主体の方が地位が上であることを前提として物事を考えるんです。しかし、この二つは必ずしも全く別ではなく、同じ場面で登場することもあります。ですから、協働と参画を分けて考える必要はあるんですが、必ずしも、きれいに分かれないうことが問題になります。しかし、きれいに分けられるものではないけれど、整理をした方が良いのではないかとというのが、今回の協働と参画の規定の仕方ということです。

そこで、第1章では、市民というのはどういうものなのか、協働や参画とはどういうものなのかという定義、つまり、みんなが自覚無しで認識していたものを言葉に書き直してみようというものがこの部分です。みんなが認識するということが大前提であるということです。

条例の案文を見て、この内容で皆さんがわかるかどうか、さらに言えば他の人たちにもわかるかどうか考えていただくということが今回の作業です。

それともう一つ、第1章で書かれているのは、燕市では、まちづくりというものはこういった基本的な原則や柱を立てているということ。この柱に基づいてルールを後ろの方で定めています。この基本的な原則や柱が良いかどうかを皆さんから考えていただくということです。これは、皆さんから出していただいた意見からこのように整理しましたが、これでわかりやすいでしょうか、わかりにくいでしょうか、もう少し整理をしない必要があるでしょうか、このあたりを考えていただいて議論していただければと思います。これが今回の作業ということであり、第1章のまとめの内容ということです。

資料からわかるとおり、こういう作業は、餅屋は餅屋だなと思うんです。行政が作成すると、

意見の整理やまとめが上手くできるんです。でも、そこから後の内容について、例えばわかりやすいかわかりにくいかということは、市民の皆さんから意見をいただいて、見直していかなければならない。この意見を言うことが、市民の皆さんの役割、いわゆる専売特許であると思います。また、市民の皆さんが見直した意見がすべて通るかと言えば、最終的には、議会が決めることとなりますので、そこが難しいところではありますが、少なくともここで 40 人の方が議論したことは全く無駄にはならないはずです。

以上が、僕のコメントと説明です。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生から(仮称)まちづくり基本条例素案のたたき台につきましてご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

質問：

ご説明ありがとうございました。この資料について、非常に良くまとめてあると思います。本日委員の皆さんはお持ちではないと思いますが、新市建設計画の中にまちづくりの基本理念というものがございます。燕市の方向として、「育成：人を育てる」「参画：人を活かす」「交流：人がふれあう」「協力：人が助け合う」といった 4 本柱が立ち上げられております。それからもう一つは、教育立市宣言をしているということです。これはまさに、人づくりを宣言していると考えております。こういったところを、さきほど馬場先生がおっしゃられましたように、柱としてこれをきちんと盛り込んで、考えているんだよということが共通の意味として持てたら良いのではないかと。これは事務局の方にお問い合わせの部分ですが、新市建設計画のまちづくりの基本理念と考え方が合っていると、これを実行するんだということを明確にしておけば、皆さんの理解をいただけるのではないかと考えております。

質問：

馬場先生の先ほどのお話と直接は関係ないかもしれませんが、事務局の説明の中で、市民自治という言葉がいきなり出てきました。こういうものを市民自治と言うんだよと説明が書いてありますが、私が疑問に思ったのは、協働や市民参画の部分と市民自治ということとでは、相反すると言いますか、すっきりしないと思ったんです。協働にしる、市民参画にしる、市民、議会、行政が力を合わせるという、そのような考え方になっているわけですが、それと同じような意味として市民自治という言葉が、どうも一緒にはなりにくいような気がします、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

馬場先生：

確かに市民自治という概念を持ち出すとわかりにくいんですが、基本理念が市民自治ということなんです。市民自治という言葉の定義は難しいですが、こう考えていただくと良いと思うんです。基本は、自己決定なんです。自分たちの地域を自分たちで決めて、難しい言葉ではありますが、自分たちで統治していくということが市民自治なんです。それが基本ベースで、誰かに任せたり、誰かに言われたことをそのままやったりするのではないということです。

また、その地域の人達が自己決定して統治していく形態としては、誰かに自分の権利を委ねてやってもらう場合もあります。自分たちで決めるといったときに、全員で解決するというやり方もありますが、そうではなくて、誰か代表者を選んで、代表者に決定権を預けて決めてもらうというやり方もあり、それが今の代議制民主主義です。そのように誰かに委ねるやり方もありますが、すべて委ねられるわけではない。そうすると、どこかで市民としての自発的な活動というものを行えるようなメカニズムをつくっておく方が良いだろうということで、それが市民参加や協働です。

ベースが市民自治であり、市民自治の上に乗っているのが代議制民主主義や間接民主制というやり方で、それを補完するものが市民参画や協働というメカニズムです。それで、地域を上手く統治していくということが今回の条例であると思います。

事務局：

今、ご質問のありました市民自治という言葉について、わかりにくいようであれば修正意見等をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。また、先にご意見をいただきました、新市建設計画や教育立市の理念につきましては、人づくりという言葉にそのような意味が込められれば良いと考え、これまでのご意見を踏まえた中で、基本理念の中に人づくりという規定を設けたところです。その人づくりという項目で、まだ足りないであるとか、もう少し強く言いたいといったご意見がありましたら、後半のワークショップの中で皆さんの修正意見等をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(休憩をはさんで再開)

事務局：

それでは、続きまして、これより次第の3番目のワークショップに移らせていただく前に、事務局からのご提案があります。前回の会議の中で、ご案内をさせていただきました、市民検討会議の委員長及び副委員長の選任の件についてです。

これまでの会議では、全員で議論して、全員で合意形成を図るという会議形式で、委員長や副委員長を選任しないで検討を進めてきていただきました。これまでどおり委員長や副委員長を置かず、ワークショップで委員の皆さんの合意形成を図りながら事務局で意見を整理していく方法でも結構です。

ただし、今後できあがった提言書を市長に渡していただく役割などを考え、委員長と副委員長を選任していただいたうえで提言書の検討に移った方が良いのではないかとご提案させていただきました。その結果、前回会議において事務局一任で委員長を選任させていただくことで、皆さんからご了承していただきましたが、委員長の選任の方法として、各グループから代表として選考委員となる方を選んでいただき、そのメンバーの皆さんから決定していただいた方が良いのではないかとご提案をいただきました。

そこで、委員長、副委員長の選任の方法につきまして、このような方法を採用させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：

それでは、本日までご出席いただきました、各グループの市民委員の皆さんからお一人ずつ選考委員となる方を選んでいただきたいと思います。今から、選んでいただく時間を設けさせていただきますので、グループからお一人ずつ選出していただきますようお願いいたします。

(選考委員を選出)

事務局：

ありがとうございました。なお、選考委員として選ばれた皆様は、たいへんご迷惑をおかけしますが、会議終了後、会場に残っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点ご提案があります。今回から、新しい年度の会議の1回目ということで、グループ分けを変更することについて皆さんからご意見をいただきたいと思います。予定していた検討項目①から③までの検討が終了することから、今後は、これまでの検討成果を提言書という形でまとめていく作業を行っていきませんが、いろいろなメンバーの皆さんから交流や意見交換を深めていただくため、新しくグループ分けを行う必要があるかどうか、皆さんのご意見を確認させていただきたいと思います。この点につきましてご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(両方の意見あり。)

それでは、今回は時間の関係でグループを変更しないで進めさせていただきますが、ふりかえりシートに皆さんのグループ分けについてのご意見を書いていただければと思います。

■3 ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討 「第1章 総則」について

【事務局説明】

事務局：

それでは、今回のワークショップの進め方についてご説明いたします。本日配布いたしました資料2をご覧ください。

今回のワークショップのテーマは、「(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討・第1章 総則」についてです。今回の達成目標は、『提言書検討資料』の第1章に掲載した、(仮称)まちづくり基本条例の「総則」について、皆さんの考えや意見を出し合って、各グループの意見をまとめ、発表を行い、全体で意見を共有することです。

ここで、今後のワークショップの進め方についてご説明いたします。

今回のワークショップから、(仮称)まちづくり基本条例の原案(たたき台)の各章について検討を行っていきます。次回以降も、各章について検討を進めていき、各グループの発表、事務局による意見の整理、会議としての意見の決定を繰り返していき、最後に条例素案の全体像をもう1度確認していただく予定です。その後、条例の前に置く前文の検討を行い、皆さんの言葉を反映していくという作業と、それに合わせた形の提言書を作成して、提言書それ自体の確認も全員で行った後、市長に提言していただくという、このような進め方を考えております。

全体構成は、仮に事務局で整理したものを前提に議論を進めていきたいと思っております。

今回の作業の進め方についてですが、1番目として、今回の作業の確認を行い、グループ内で情報の共有を行います。『提言書検討資料』の第1章の「総則」の内容について、各グループのメンバー全員で確認してみてください。

作業の2番目として、各条文についてどのように考えるか、一人ひとり意見を出し合ってください。第1章に掲載した条文ごとに、これまで挙げられた意見や考え方が正しく反映されているか確認してみてください。

進行係の皆さんは、グループのメンバー全員から意見を聞いてみてください。

意見の例としては、文章がわかりにくい、用語が難しいのではないかと、もう少し簡潔な表現にしたい、もっと強く言いたい、条文自体が不要である、新たに言葉を付け加えたい、これまでの意見が反映されていないのではないかなど、何でも結構です。各グループの記録係と補助係の皆さんは、意見の内容を記録してください。

また、今回の部分にはあまり出てきませんが、条文の主語や述語について、誰が行うのかといったことや、そのようにしなければならないのか、するように努めてほしいのかといった部分についてもご確認していただきたいと思っております。

作業の3番目として、2番目の作業で意見が挙げられた条文について、修正する必要がある場合は、修正案をメンバー全員で考えてみてください。

なお、修正案を考える際には、本日お配りした資料3に掲載いたしました、県内の先進自治体の条文も参考にしてみてください。記録係と補助係の皆さんは、修正案の内容を記録してください。

また、修正案については、条文を考えるのが難しいかもしれませんが、条文の形ではなくても、その趣旨を自分たちの言葉でまとめていただいても結構です。意見が一つにまとまらない場合には、各論を併記したまとめでも構いません。

時間が短くて申し訳ありませんが、ここまでの作業を45分間行っていただいた後、進行係の皆さんから、各グループの意見交換の内容について発表していただきます。

【グループワーク】

事務局：

それでは、これからグループ別にワークショップを行ってください。よろしく申し上げます。

また、『提言書検討資料』についてご不明な点は、各グループにご説明に行きますので、私か馬場先生にお気軽にお声掛けください。

(グループ別に、テーマについてワークショップで意見交換)

【グループ別発表】

事務局：

議論の途中のグループもあると思いますが、これから各グループの意見交換の内容についての発表に移りたいと思います。もし、まだ議論し足りない部分がありましたら、次回会議までにご意見をいただきたいと思います。また、次回会議では基本的に第2章の検討に移りますが、そのまえに振り返って検討していただくグループがあっても良いと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、各グループの進行係の皆さんから発表を行っていただきたいと思います。

【4 班の発表】

第1条の目的の中で、「市民自治」という言葉がありますが、この部分について意見がありました。提言書検討資料に基本的な考え方という部分があります。その中で「市民の総意に基づく自主性や自立性の高いまちを創り上げること」という表現がありますが、市民自治という部分をこの表現に変更しても良いのではないかという意見がありました。ただし、総意という点と難しいため、市民の声を反映する意味から「意思による」という表現に変更し、「市民の意思による自主性や自立性の高いまちを創り上げること」という表現が良いという意見になりました。市民自治という言葉については違和感や少し危険性があるのではないかという意見です。

次に第2条の定義の中で「地域コミュニティ」と「市民活動」について、その住み分けがわかりにくいという意見が出ております。ただし、用語の意味の部分ということですので、この後の条文の中で、これらの意味を適切に反映しているか確認していこうということになりました。

第3条の基本理念についてですが、市の基本構想の中で、まちづくりの基本理念というものが定められていますが、それとの整合性についての意見です。基本構想の中で、基本理念として、「人を育てる」「人を活かす」「人がふれあう」「人が助け合う」という柱が掲げられていますが、そういうものがあるので、まちづくりの基本理念についてもそれを取り入れて、意見を反映したものにするべきではないかという意見がありました。また、前文の中でも、その理念を取り上げるべきではないかという意見がありました。また、まちづくりの基本理念ということではなく、原則でも良いのではないかという意見もありました。

また、第3条の最初の部分で、「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりは～」とありますが、この「まちづくりは、」という部分を「取り組むものとしします。」の前に移動して、「～自らの積極的な意思でまちづくりに取り組むものとしします。」という表現に変えた方が良いのではないかという意見がありました。

第4条の基本原則についてですが、「(4) 人と人のつながりを大切にし、広く交流を深めること。」という中で、助け合いという意味の言葉を入れたらどうかということです。行政だけではなく、地域の中でも組織ごとの縦割りの活動があります。自治会とまちづくり協議会というような団体が横の連携を深めるというような言葉を入れたらどうかという意見がありました。

また、「(5) 市民一人ひとりの人権が尊重され～」という部分ですが、人権ということについては、基本的人権を尊重するというのは当たり前なので、「市民一人ひとりの人権が尊重され～」という言葉ではなくて、「市民の意見が尊重され～」という言葉で置き換えても良いのではないかという意見がありました。

補足意見ですが、第3条のところ、まちづくりの基本理念という表現になっておりますが、新市建設計画の中でまちづくりの基本理念というものができ上がっております。それと、教育立市という宣言があります。そうした趣旨を前文の中に盛り込んでいただきたいという意見と、条項の中にもそういった要素を盛り込んだらどうかという意見が出ております。これは、また皆さん方の意見をお聞きしたうえでということになると思います。

以上です。

【1 班の発表】

第1条の目的について、「市民自治」という言葉が突然出てくるわけですが、その意図するところがわからないので、例えば第2条の定義の中で規定するとか、第1条の目的本文の中で、もっとくだけた言い方など、大事な部分ですので、わかりやすい表現にした方が良いのではないかという意見がありました。

第2条の定義については、九つの用語の定義が規定されています。少し多いのではないかという意見がありました。一つひとつ確認していくと、項目は多いけれど、やはりそれぞれ必要だよねという意見になりました。また、その順番についてですが、条例づくりのルールに基づいているとは思いますが、「(2) 市民」を一番目にしても良いのではないかという意見もありました。

第4条のまちづくりの基本原則について、(1)から(5)まで掲げられていますが、この表現について、「〇〇すること。」となっていますが、本文の表現と同様に、「〇〇します。」であるとか、(5)については「発揮されるよう努めます。」というやさしい表現の方が良いのではないかという意見がありました。

また、全般的な意見になりますが、提言書検討資料を見ていただくと、このような条文になった経緯がわかります。左側に主な意見があつて、中央に必要性和基本的な考え方、それを経て条文案という流れになっているわけですが、左側の主な意見にまで掘り下げなくても良いのですが、規定の必要性和基本的な考え方を読むと条文がわかりやすいんだよねという意見がありました。逐条解説ということではありませんが、考え方のわかる資料を市民の皆さんにお示しすることができれば、わかりやすく良いねという意見がありました。

以上です。

【2 班の発表】

2班は時間が足りなくて、第3条までしか検討できませんでした。

第1条の目的ですが、「市民自治」という言葉がわかりづらいという意見です。初めてこの条例を見て、この言葉を目にした人がどのように捉えるか、理解できるか疑問であるということで、これを条文の中の文言として、もっとわかりやすい表現にするか、第2条の定義の中で明確に定義するか、いずれかにしないと混乱するのではないかという意見がありました。

第2条の定義の中で「地域コミュニティ」という部分ですが、ここについても地域コミュニティという言葉が初めて見る人にとってわかりにくいのではないかということで、例えば「地域活動団体」という表現と「地域コミュニティ」とは同じなのか、別なのか、地域コミュニティという名称のある団体や施設を指しているのか、とにかく初めての方でも理解できるように例示しないと混乱するのではないかという意見がありました。

第3条のまちづくりの基本理念の最初の部分で、文言として「市民、市議会及び市が一体となり」という表現になっていますが、現状の中でこの三者が一体となっている事例はあるのかというご質問があり、はっきりした回答はできなかつたんですが、逆に、これまで事例などがなければ、市民、市議会と市の三者が一体となることは非常に良いことなので、条文案としては素晴らしいのではないかという意見をいただきました。

また、第3条の3番目の項目で、「地域の特性を尊重した自主的かつ自立的なまちづくりを推進するものとします。」という部分で、「地域の特性を尊重した」という表現ですが、合併以降、

逆に地域の特性を尊重していないわけではないですが、同じような団体を各地区で設けてくださいというような傾向が見受けられるので、今後の方向性として、地域の特性を尊重することは、条文案として同じく素晴らしいのではないかと、もっと強調しても良いという意見をいただきました。

以上です。

【3 班の発表】

全般的には、短い文章の中で良くまとまっているという意見で、修正などの意見は第1条の部分だけです。

「市民自治」という表現についてです。この市民自治については、今回の条例に馴染まない表現と感じるということです。提言書検討資料の「規定の必要性と基本的な考え方」という部分で細かく市民自治について掲載してあるのでわかりますが、第2条以降の部分の定義に市民自治という用語が出てきていない中で、この部分を違う表現に変更した方が良いのではないかとという意見でした。

今回の資料3で、県内の他市の条文と比較したのを見ると、新潟市だけが市民自治という用語を使っています。新潟市の条文を見ていきましたら、区の関係もあるということで、このような理由から、新潟市のみ市民自治という表現を使っているのではないかと考えます。

以上です。

【5 班の発表】

第1条の目的ですが、中ほどに「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進するとともに」という表現があります。内容的なことよりも、「一層推進するとともに、」という部分が前後の関係から少しわかりづらい、また、くどい感じがするという意見があり、「一層推進し、」という表現に改めた方が良いのではないかとという意見です。

第2条の「(3) 市」の定義の中で、「市長その他の執行機関」という部分について、一般の市民の方が条文を読んだときに、執行機関という表現がわかりづらいのではないかとという意見がありました。この部分について、具体的な表記の方が良いのではないかとという意見がありまして、例えば新発田市を参考に、執行機関の後にカッコ書きで、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会等を表示した方がわかりやすいのではないかとという意見がありました。

同じく第2条の「(9) 人財」についてです。人に財産の財で人財ですが、燕市のオリジナルということで、他市の条例には掲げられていないということで、非常に良いと思います。しかし、どちらかと言えば、経済的な用語にも感じられると、そういう意味合いに捉えられると団体的な意味合いが強くなるのではないかとということで、あえて財産の財を使わず、通常の人材として捉えて、(9)の定義は不要ではないかとという意見です。

以上です。

事務局：

各グループの皆さん、たいへんありがとうございました。

今回の発表内容を事務局で整理し、次回の会議で皆さんから確認していただいたうえで原案の「第1章」について市民検討会議としての意見を決定したいと思います。

ただし、すべての章についての意見交換の終了後、最後に今一度、全体を通して確認するというところを行わせていただきますので、暫定的に決定ということになりますので、お願いします。

■4 その他

事務局：

それでは、次第の4番目のその他につきまして、事務局から連絡事項のご説明を行わせていただきたいと思います。

次回の会議の開催日程につきまして、本日資料をお配りいたしました「次回会議のお知らせと宿題のお願い」をご覧ください。

次回の開催日ですが、1月後の5月15日（土）午前9時30分から、吉田公民館で開催いたします。

次回の会議では、(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の各条文に皆さんの意見を反映する作業を、引き続き行っていきます。具体的には、『提言書検討資料』の第2章に掲載した「まちづくりの主体」について、意見交換を行い、市民検討会議としての意見を決定していきたいと考えています。

つきましては、大変ご面倒をおかけいたしますが、宿題として『提言書検討資料』の第2章に掲載した「まちづくりの主体」の各条文を確認してきていただくとともに、修正意見等があれば、その内容を考えてきていただきたいと思います。

なお、次回都合によりご出席できない場合は、様式は問いませんので、修正意見等について、事前に事務局にご提出いただきたいと思います。

また、もう1点ご連絡があります。次回の会議では、新市長にご出席いただく予定となっておりますので、よろしくお願ひします。

■5 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の会議を閉会いたします。

今回も、ふりかえりシートの記入の時間を設けさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。ふりかえりシートは、記入の終わられた方から各グループの進行係までご提出いただき、お帰りいただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、たいへんありがとうございました。

なお、これから委員長、副委員長の選任にあたり、選考委員に選ばれたメンバーの皆さんと打ち合わせをさせていただきたいと思いますので、お手数をお掛けいたしますが、選考委員の皆さんにお集まりいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【委員長及び副委員長の選任について】

選考委員の皆さんと協議いたしました結果、委員長の役割としては、提言書を市長に手渡していただくことが最も重要であります。これまでどおりそれぞれの思いや意見を反映することのできるワークショップの手法を主に採用し、全員で議論して、全員で合意形成を図るという会議形式では、委員長や副委員長を選任する必要性があまりないということから、これまでどおり委員長や副委員長を置かずに、会議を進めさせていただくということになりました。